

公社債投信10月号

追加型投信／国内／債券

◆この目論見書により行なう「公社債投信10月号」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月9日に関東財務局長に提出しており、2025年9月25日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	： 2025年9月9日
発行者名	： アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	： 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	： 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	36
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	63
第三部【委託会社等の情報】	64
約款	105

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

公社債投信 10月号（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

決算日（取得申込受付日）の基準価額とします。

※「決算日」は、原則として10月19日です。ただし、19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年9月25日から2025年10月20日までとします。

- ・追加設定は、毎年1回の決算日を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して行ないます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を申込期間中の販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の

指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
- ② ファンドの基本的性格
 - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)	エマージング
資産複合 ()			
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

1.

公社債で運用します。

- ・国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」にも投資します。
- ・原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全性を重視した運用を行ないます。
- ・ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあります。

2.

基本運用スタンス

- ・元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考えられるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これに基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

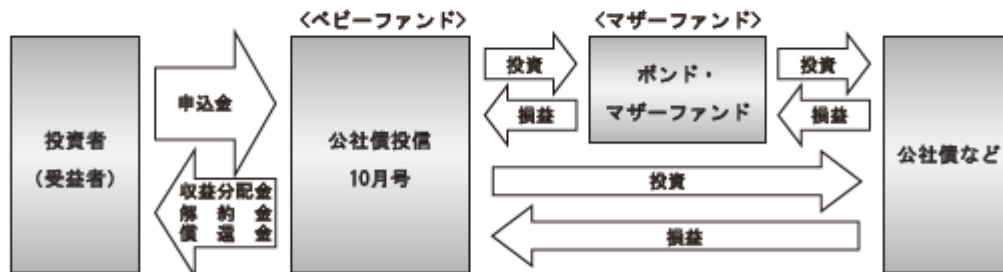
3.

公社債投信は12本のファンドで構成されています。

- ・公社債投信は、公社債投信1月号から公社債投信12月号の12本のファンドで構成されています。

ファンドの仕組み

※当ファンドは、マザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

- ・株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・ 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

1961 年 10 月 20 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2000 年 11 月 27 日

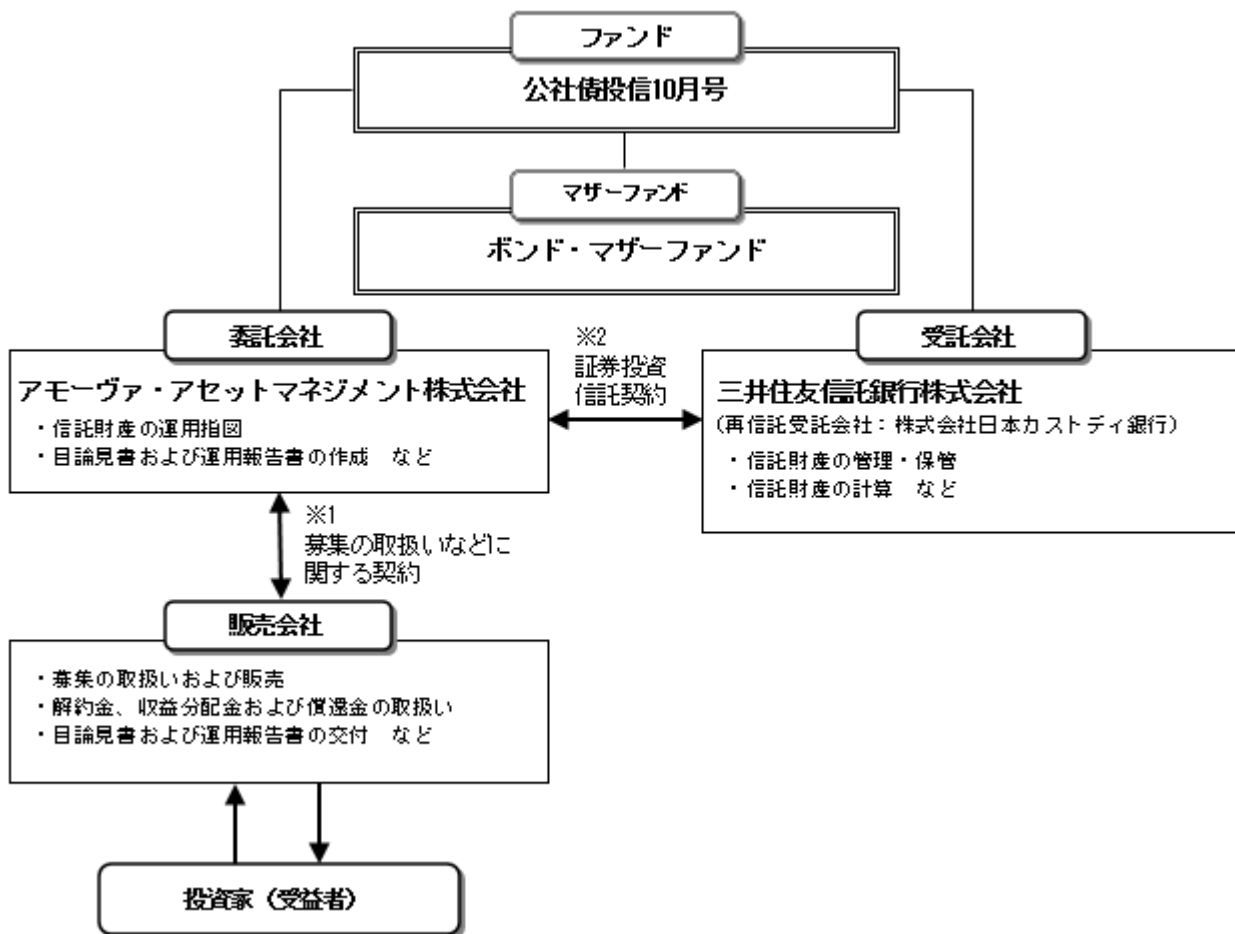
- ・ 「ボンド・マザーファンド」運用開始

2001 年 10 月 20 日

- ・ 「予想分配型」商品から「実績分配型」商品へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況

1) 資本金（2025 年 6 月末現在）

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025 年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3) 大株主の状況 (2025 年 6 月末現在)

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192, 211, 000 株	97. 562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

(2) 【投資対象】

＜公社債投信 10 月号＞

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 18 条の 3 および第 18 条の 8 に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1) ～ 6) の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

④ 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等

- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付
- 4) 資金の借入

<ボンド・マザーファンド>

わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条および第14条に定めるものに限りします。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）
 - 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
 - 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 先物取引等
 - 2) スワップ取引
 - 3) 有価証券の貸付

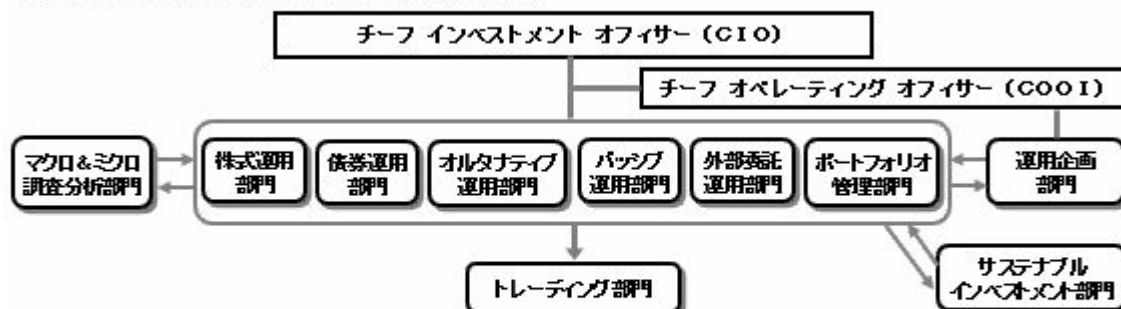
◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <ボンド・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	わが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日付けで「日興アセットマネジメント株式会社」から変更
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2000年11月27日設定）
決算日	毎年11月19日 （19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。）

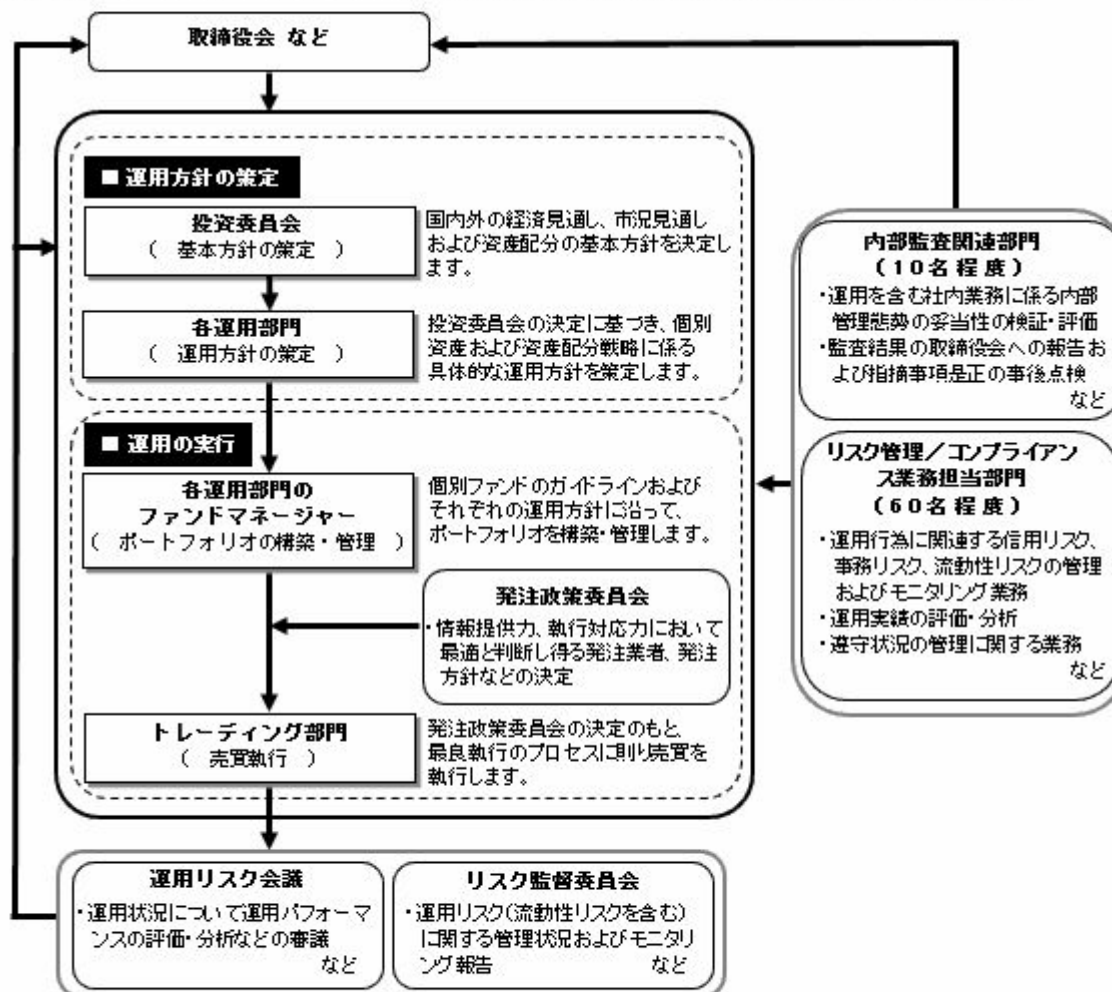
(3)【運用体制】

< 委託会社における運用体制 >

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部監理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



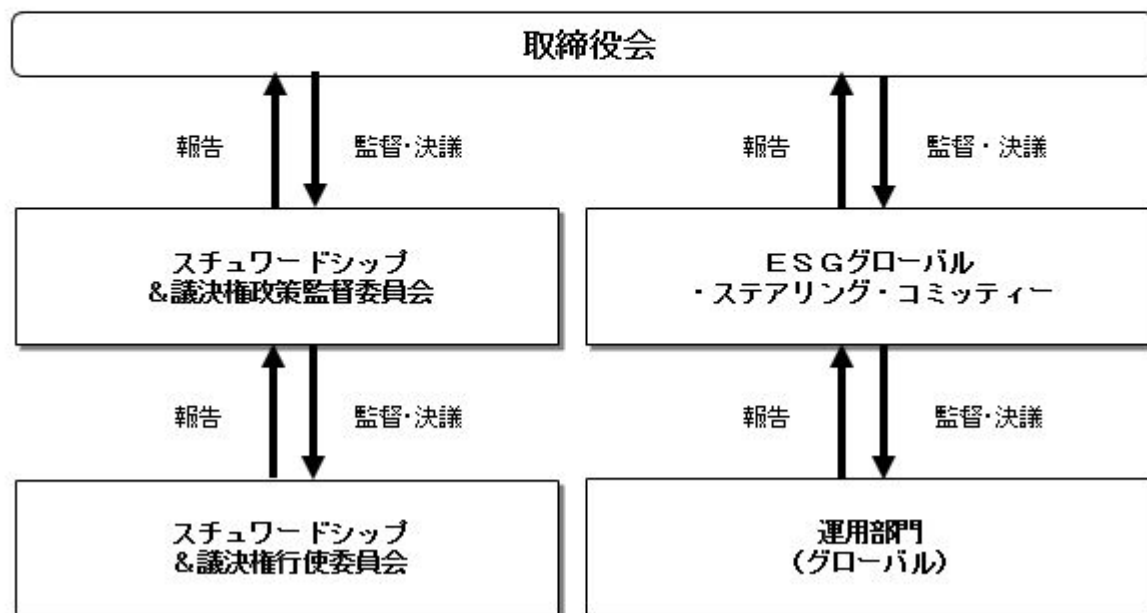
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- ・毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。
- ・ただし、決算日に純資産総額が信託財産の元本の額（1万口当たり1万円とします。）の総額（以下「元本総額」といいます。）を超過していない場合には、翌期以降の決算日に超過するまで分配は行ないません。つまり、決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後 10 日以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<公社債投信 10月号>

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。
- 4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
 - イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以

下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ハ) ロ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入れを行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

8) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

※投資対象とする「ボンド・マザーファンド」の約款において上記投資制限は設けませんが、投資対象マザーファンドが投資する各エクスポージャーについては、当ファンドの純資産総額に対する投資対象マザーファンドの時価総額の割合に応じて、当ファンドの各エクスポージャーとして上記投資制限に従い適切に管理されます。

<ボンド・マザーファンド>

1) 株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。

2) 外貨建資産への投資は行ないません。

3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。

- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 11 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
- 7) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運

用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

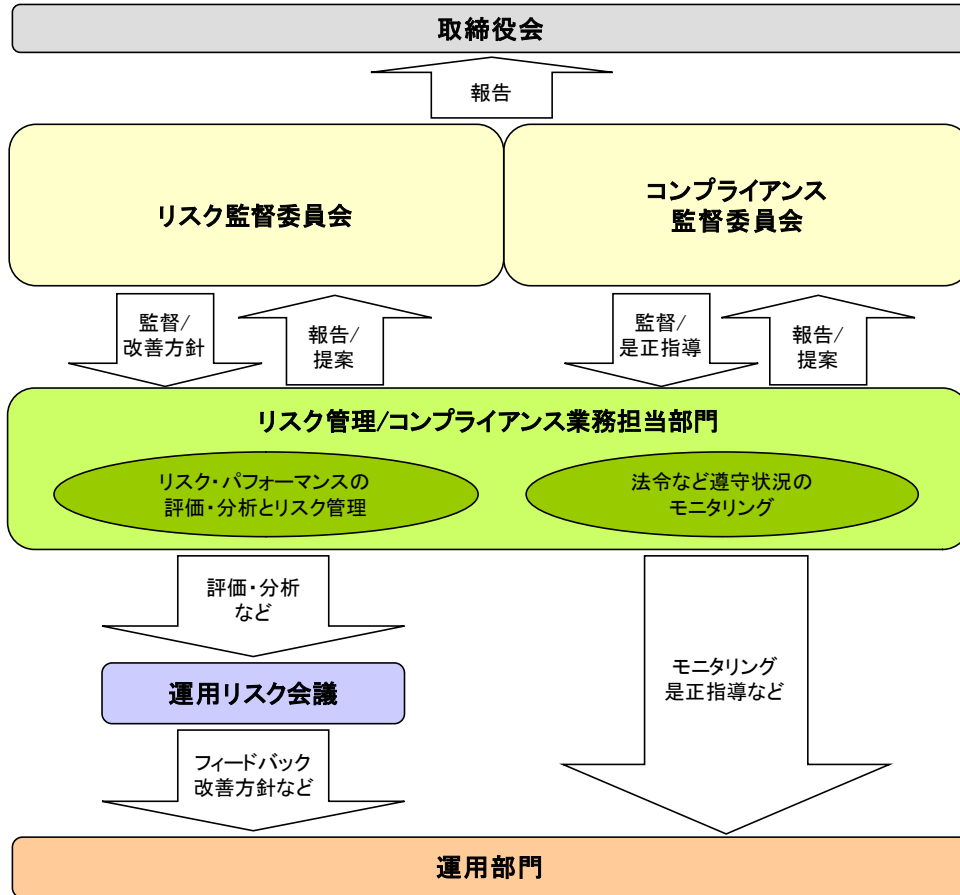
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

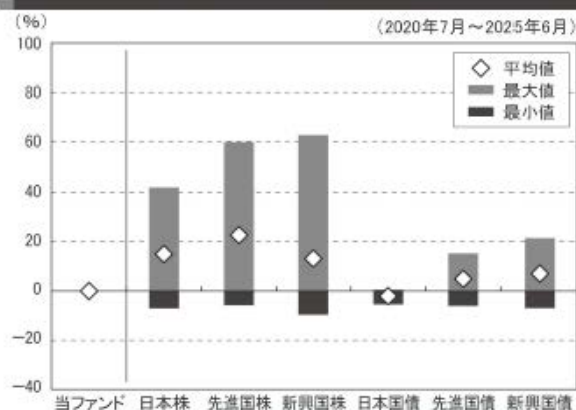
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2025 年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスとの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.0%	15.0%	22.7%	13.2%	-2.1%	4.9%	7.1%
最大値	0.2%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-0.0%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株………TOPIX（東証株価指数）配当込み

先進国株………MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株………MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債………NOMURA-BPI国債

先進国債………FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債………JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年7月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRG」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRG に帰属します。なお、NFRG は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

換金時に、下記の換金手数料が換金額から差し引かれます。

1962 年 4 月 20 日以前の購入分の換金

…………… 1 万口につき 27 円 50 銭（税抜 25 円）

1962 年 4 月 21 日以降、2001 年 4 月 19 日以前の購入分の換金

…………… 1 万口につき 110 円（税抜 100 円）

2001 年 4 月 20 日以降、2002 年 4 月 22 日以前の購入分の換金

…………… 1 万口につき 11 円（税抜 10 円）

2002 年 4 月 23 日以降、2017 年 7 月 19 日以前の購入分の換金

…………… 1 万口につき 2 円 20 銭（税抜 2 円）

2017 年 7 月 20 日以降の購入分（2017 年 8 月号からの新規設定分）の換金

…………… 1 万口につき 2 円 20 銭（税抜 2 円）以内の販売会社が定める額

※ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が委託会社に申し出た場合に限りです。）は、解約請求の場合に換金手数料を徴収しないことができます。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に対し、年 0.707%以内の率で、原則として次に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は直前 10 営業日間における基準価額（1 万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。）の年換算騰落率に応じて次に掲げる範囲内の率とします。

② 信託報酬の配分

・ 信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

年換算騰落率	信託報酬＝元本額（1 万口当たり 1 万円）×信託報酬率			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
7%超の場合	0.7070%	0.1730%	0.4840%	0.0500%
6%超 7%以下の場合	0.6464%	0.1582%	0.4425%	0.0457%
5%超 6%以下の場合	0.5427%	0.1328%	0.3715%	0.0384%
4%超 5%以下の場合	0.4393%	0.1075%	0.3007%	0.0311%
0.40%超 4%以下の場合	0.4000%	0.0979%	0.2738%	0.0283%
0.35%超 0.40%以下の場合	0.3500%	0.0856%	0.2396%	0.0248%
0.30%超 0.35%以下の場合	0.3000%	0.0734%	0.2054%	0.0212%
0.25%超 0.30%以下の場合	0.2500%	0.0612%	0.1711%	0.0177%
0.20%超 0.25%以下の場合	0.2000%	0.0490%	0.1369%	0.0141%
0.15%超 0.20%以下の場合	0.1500%	0.0367%	0.1027%	0.0106%
0.14%超 0.15%以下の場合	0.1000%	0.0244%	0.0685%	0.0071%
0.13%超 0.14%以下の場合	0.0840%	0.0206%	0.0575%	0.0059%
0.12%超 0.13%以下の場合	0.0680%	0.0166%	0.0466%	0.0048%
0.11%超 0.12%以下の場合	0.0520%	0.0127%	0.0356%	0.0037%

0.10%超 0.11%以下の場合	0.0360%	0.0089%	0.0246%	0.0025%
0.09%超 0.10%以下の場合	0.0200%	0.0049%	0.0137%	0.0014%
0.08%超 0.09%以下の場合	0.0180%	0.0044%	0.0123%	0.0013%
0.07%超 0.08%以下の場合	0.0160%	0.0039%	0.0110%	0.0011%
0.06%超 0.07%以下の場合	0.0140%	0.0034%	0.0096%	0.0010%
0.05%超 0.06%以下の場合	0.0120%	0.0030%	0.0082%	0.0008%
0.05%以下の場合	0.0100%	0.0025%	0.0068%	0.0007%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

③ 支払時期

信託報酬（販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金の取扱い

- ・収益分配金が課税対象であり、20.315%（所得税 15.315%、地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税を選択することもできます。

２）償還金・解約金の取扱い

- ・解約時および償還時の個別元本超過額については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。

す。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

3) 財形貯蓄制度の取扱い

- ・財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限りです。）をご利用の場合、お一人につき元金 550 万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が換金した時からさかのぼって過去 5 年間に支払われた当該受益者にかかる収益分配金に対して 20.315%が追徴課税されます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

4) マル優制度の取扱い

- ・マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用の場合、お一人につき元金 350 万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

※上記は 2025 年 9 月 9 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率 -----

対象期間：2023 年 10 月 20 日～2024 年 10 月 21 日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.02%	0.01%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【公社債投信10月号】

以下の運用状況は2025年6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	540,067,674	12.00
特殊債券	日本	100,026,123	2.22
親投資信託受益証券	日本	3,837,081,638	85.24
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	24,094,938	0.54
合計(純資産総額)		4,501,270,373	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ボンド・マザーフ ァンド	3,677,831,533	1.0405	3,826,783,711	1.0433	3,837,081,638	—	—	85.24
日本	地方債証券	平成27年度第3 回横浜市公募公債	140,000,000	100.03	140,042,106	100.03	140,042,106	0.524	2025/8/18	3.11
日本	地方債証券	平成27年度第4 回京都市公募公債	100,000,000	100.03	100,038,254	100.03	100,038,254	0.486	2025/10/17	2.22
日本	特殊債券	第30回政府保証 株式会社日本政策 投資銀行社債	100,000,000	100.02	100,026,123	100.02	100,026,123	0.425	2025/9/11	2.22
日本	地方債証券	平成27年度第7 回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	100.00	100,008,154	100.00	100,008,154	0.548	2025/7/28	2.22
日本	地方債証券	平成27年度第1 回静岡市公募公債	100,000,000	99.99	99,997,664	99.99	99,997,664	0.476	2025/11/25	2.22
日本	地方債証券	平成27年度第2 回堺市公募公債	100,000,000	99.98	99,981,496	99.98	99,981,496	0.484	2025/12/17	2.22

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	12.00
特殊債券	2.22
親投資信託受益証券	85.24
合 計	99.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第54計算期間末（2015年10月19日）	8,988	8,994	1.0000	1.0006
第55計算期間末（2016年10月19日）	8,399	8,402	1.0000	1.0004
第56計算期間末（2017年10月19日）	7,965	7,965	0.9999	0.9999
第57計算期間末（2018年10月22日）	6,380	6,380	0.9999	0.9999
第58計算期間末（2019年10月23日）	6,059	6,059	0.9998	0.9998
第59計算期間末（2020年10月19日）	5,894	5,894	0.9998	0.9998
第60計算期間末（2021年10月19日）	5,644	5,644	0.9998	0.9998
第61計算期間末（2022年10月19日）	5,366	5,366	0.9997	0.9997
第62計算期間末（2023年10月19日）	5,164	5,165	1.0000	1.0002
第63計算期間末（2024年10月21日）	4,584	4,587	1.0000	1.0007
2024年6月末日	4,693	—	1.0004	—
7月末日	4,660	—	1.0005	—
8月末日	4,636	—	1.0006	—
9月末日	4,605	—	1.0006	—
10月末日	4,709	—	1.0000	—
11月末日	4,693	—	1.0001	—
12月末日	4,659	—	1.0002	—
2025年1月末日	4,632	—	1.0003	—
2月末日	4,604	—	1.0005	—
3月末日	4,575	—	1.0007	—
4月末日	4,548	—	1.0010	—
5月末日	4,526	—	1.0011	—
6月末日	4,501	—	1.0015	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第54期	2014年10月21日～2015年10月19日	0.000586
第55期	2015年10月20日～2016年10月19日	0.000386
第56期	2016年10月20日～2017年10月19日	0.000000
第57期	2017年10月20日～2018年10月22日	0.000000
第58期	2018年10月23日～2019年10月23日	0.000000
第59期	2019年10月24日～2020年10月19日	0.000000

第 60 期	2020 年 10 月 20 日～2021 年 10 月 19 日	0.000000
第 61 期	2021 年 10 月 20 日～2022 年 10 月 19 日	0.000000
第 62 期	2022 年 10 月 20 日～2023 年 10 月 19 日	0.000179
第 63 期	2023 年 10 月 20 日～2024 年 10 月 21 日	0.000707
当中間期	2024 年 10 月 22 日～2025 年 4 月 21 日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 54 期	2014 年 10 月 21 日～2015 年 10 月 19 日	0.06
第 55 期	2015 年 10 月 20 日～2016 年 10 月 19 日	0.04
第 56 期	2016 年 10 月 20 日～2017 年 10 月 19 日	△0.01
第 57 期	2017 年 10 月 20 日～2018 年 10 月 22 日	0.00
第 58 期	2018 年 10 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	△0.01
第 59 期	2019 年 10 月 24 日～2020 年 10 月 19 日	0.00
第 60 期	2020 年 10 月 20 日～2021 年 10 月 19 日	0.00
第 61 期	2021 年 10 月 20 日～2022 年 10 月 19 日	△0.01
第 62 期	2022 年 10 月 20 日～2023 年 10 月 19 日	0.05
第 63 期	2023 年 10 月 20 日～2024 年 10 月 21 日	0.07
当中間期	2024 年 10 月 22 日～2025 年 4 月 21 日	0.08

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 54 期	2014 年 10 月 21 日～2015 年 10 月 19 日	337,292,679	722,989,844
第 55 期	2015 年 10 月 20 日～2016 年 10 月 19 日	311,144,934	900,607,083
第 56 期	2016 年 10 月 20 日～2017 年 10 月 19 日	297,013,652	729,867,318
第 57 期	2017 年 10 月 20 日～2018 年 10 月 22 日	273,421,487	1,858,642,952
第 58 期	2018 年 10 月 23 日～2019 年 10 月 23 日	272,635,526	593,808,945
第 59 期	2019 年 10 月 24 日～2020 年 10 月 19 日	249,310,451	413,611,262
第 60 期	2020 年 10 月 20 日～2021 年 10 月 19 日	190,996,898	440,814,463
第 61 期	2021 年 10 月 20 日～2022 年 10 月 19 日	169,794,339	447,953,466
第 62 期	2022 年 10 月 20 日～2023 年 10 月 19 日	145,629,693	348,442,869
第 63 期	2023 年 10 月 20 日～2024 年 10 月 21 日	139,616,372	720,167,449
当中間期	2024 年 10 月 22 日～2025 年 4 月 21 日	133,350,430	163,411,906

(参考)

ボンド・マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 6 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	4,977,850,564	11.57
地方債証券	日本	2,603,258,381	6.05
特殊債券	日本	5,120,348,823	11.90
社債券	日本	29,105,525,192	67.65
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	1,219,210,813	2.83
合計（純資産総額）		43,026,193,773	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	社債券	第16回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	1,500,000,000	99.78	1,496,819,901	99.78	1,496,819,901	0.180	2025/12/19	3.48
日本	社債券	第4回野村ホールディングス株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	1,400,000,000	99.99	1,399,983,453	99.99	1,399,983,453	0.600	2025/9/5	3.25
日本	社債券	第16回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	1,400,000,000	99.48	1,392,765,939	99.48	1,392,765,939	0.080	2026/3/13	3.24
日本	社債券	第30回KDDI株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	1,300,000,000	99.88	1,298,487,208	99.88	1,298,487,208	0.210	2025/10/27	3.02
日本	地方債証券	第6回横浜市公安局公債（20年）	1,200,000,000	100.42	1,205,083,632	100.42	1,205,083,632	2.220	2025/9/19	2.80
日本	社債券	第23回J A三井リース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	1,200,000,000	99.63	1,195,662,124	99.63	1,195,662,124	0.300	2026/3/9	2.78
日本	社債券	第184回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	1,000,000,000	99.96	999,610,992	99.96	999,610,992	0.210	2025/10/14	2.32
日本	国債証券	第1294回国庫	1,000,000,000	99.63	996,347,650	99.63	996,347,650	—	2026/3/23	2.32

		短期証券								
日本	国債証券	第1288回国庫 短期証券	1,000,000,000	99.61	996,138,160	99.61	996,138,160	—	2026/2/20	2.32
日本	国債証券	第1300回国庫 短期証券	1,000,000,000	99.56	995,645,700	99.56	995,645,700	—	2026/4/20	2.31
日本	国債証券	第1307回国庫 短期証券	1,000,000,000	99.50	995,055,432	99.50	995,055,432	—	2026/5/20	2.31
日本	国債証券	第1313回国庫 短期証券	1,000,000,000	99.46	994,663,622	99.46	994,663,622	—	2026/6/22	2.31
日本	社債券	第6回サントリー ホールディングス 株式会社無担保社 債（社債間限定同 順位特約付）	1,000,000,000	99.46	994,625,104	99.46	994,625,104	0.220	2026/6/2	2.31
日本	社債券	第42回東日本旅 客鉄道株式会社無 担保普通社債（社 債間限定同順位特 約付）	900,000,000	100.39	903,594,888	100.39	903,594,888	2.110	2025/9/19	2.10
日本	社債券	第85回中日本高 速道路株式会社社 債（一般担保付、 独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構併存的 債務引受条項付）	800,000,000	99.89	799,168,859	99.89	799,168,859	0.070	2025/10/21	1.86
日本	社債券	第19回キリンホ ールディングス株 式会社無担保社債 （社債間限定同順 位特約付）	800,000,000	99.34	794,729,295	99.34	794,729,295	0.090	2026/6/3	1.85
日本	社債券	第5回東急株式会 社無担保社債（社 債間限定同順位特 約付）（サステナビ リティボンド）	700,000,000	99.77	698,444,752	99.77	698,444,752	0.110	2025/12/10	1.62
日本	社債券	第36回三井住友 ファイナンス&リ ース株式会社無担 保社債（社債間限 定同順位特約付）	700,000,000	99.43	696,030,469	99.43	696,030,469	0.260	2026/6/15	1.62
日本	社債券	第23回株式会社 大和証券グループ 本社無担保社債 （社債間限定同順 位特約付）	600,000,000	100.04	600,256,708	100.04	600,256,708	0.909	2025/8/12	1.40
日本	社債券	第79回西日本高 速道路株式会社社 債（一般担保付、 独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構併存的 債務引受条項付）	600,000,000	99.95	599,726,206	99.95	599,726,206	0.145	2025/8/29	1.39
日本	特殊債券	第375回信金中 金債（5年）	600,000,000	99.61	597,697,533	99.61	597,697,533	0.050	2026/2/27	1.39
日本	特殊債券	F52回地方公共 団体金融機構債券	500,000,000	100.60	503,027,380	100.60	503,027,380	1.781	2026/1/28	1.17
日本	社債券	第18回豊田通商 株式会社無担保社 債（社債間限定同 順位特約付）	500,000,000	100.20	501,027,929	100.20	501,027,929	1.014	2025/12/5	1.16
日本	社債券	第4回株式会社フ ァーストリテイリ ング無担保社債 （特定社債間限定 同順位特約付）	500,000,000	100.05	500,279,712	100.05	500,279,712	0.749	2025/12/18	1.16
日本	地方債証券	平成27年度第6 回大阪市公募公債	500,000,000	99.98	499,910,136	99.98	499,910,136	0.471	2025/11/25	1.16
日本	社債券	第32回沖縄電力	500,000,000	99.95	499,797,627	99.95	499,797,627	0.220	2025/10/24	1.16

		株式会社社債（一般担保付）								
日本	社債券	第29回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	500,000,000	99.72	498,636,590	99.72	498,636,590	0.310	2026/2/12	1.16
日本	社債券	第86回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	500,000,000	99.63	498,169,633	99.63	498,169,633	0.060	2026/1/22	1.16
日本	社債券	第80回アコム株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	500,000,000	99.51	497,568,728	99.51	497,568,728	0.280	2026/2/26	1.16
日本	地方債証券	令和3年度第1回愛知県公募公債（5年）	500,000,000	99.50	497,546,530	99.50	497,546,530	0.010	2026/4/13	1.16

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	11.57
地方債証券	6.05
特殊債券	11.90
社債券	67.65
合 計	97.17

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

2025年6月30日現在



基準価額・純資産の推移

(2015年6月末～2025年6月末)



基準価額……………10,015 円

純資産総額……………45.01 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
0.00 円	0.00 円	0.00 円	1.79 円	7.07 円

主要な資産の状況

＜信託財産の構成＞

	評価額	組入比率	デュレーション
公社債	4,368 百万円	97.0%	0.51 年
短期資産等	132 百万円	3.0%	0.00 年
純資産総額	4,501 百万円	—	0.50 年

※当ファンドの実質組入比率です。

＜組入上位銘柄＞

当ファンド

銘柄	種 類	クーボン	償還期限	比 率
1 ボンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	—	—	85.24%
2 平成27年度第3回横浜市公募公債	地方債証券	0.524%	2025年8月18日	3.11%
3 平成27年度第4回京都市公募公債	地方債証券	0.486%	2025年10月17日	2.22%
4 第30回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	特殊債券	0.425%	2025年9月11日	2.22%
5 平成27年度第7回愛知県公募公債（10年）	地方債証券	0.548%	2025年7月28日	2.22%

※当ファンドの対純資産総額比です。

ボンド・マザーファンド

銘柄	種 類	クーボン	償還期限	比 率
1 第16回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	社債券	0.180%	2025年12月19日	3.48%
2 第4回野村ホールディングス株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	社債券	0.600%	2025年9月5日	3.25%
3 第16回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	社債券	0.080%	2026年3月13日	3.24%
4 第30回KDDI株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	社債券	0.210%	2025年10月27日	3.02%
5 第6回横浜市公募公債（20年）	地方債証券	2.220%	2025年9月19日	2.80%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2025年は、2025年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

- ・年1回の決算日（原則として10月19日）を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設定を行いません。
- ・取得の申込みは、申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、取得申込受付日の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを今回の申込期間の受付分とします。

（5）申込制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

（7）申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（10）財形貯蓄制度

- ・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度（勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄））をご利用になれます。
- ・財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用になる方は、お申込みの際に、財形住宅貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」および「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を、財形年金貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「財産形成非課税年金貯蓄申込書」を提出していただきます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。

（11）マル優制度

- ・一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。
- ・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出していただきます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約手数料

解約時に、下記の解約手数料がかかります。

1962 年 4 月 20 日以前の購入分の解約

…………… 1 万口につき 27 円 50 銭 (税抜 25 円)

1962 年 4 月 21 日以降、2001 年 4 月 19 日以前の購入分の解約

…………… 1 万口につき 110 円 (税抜 100 円)

2001 年 4 月 20 日以降、2002 年 4 月 22 日以前の購入分の解約

…………… 1 万口につき 11 円 (税抜 10 円)

2002 年 4 月 23 日以降、2017 年 7 月 19 日以前の購入分の解約

…………… 1 万口につき 2 円 20 銭 (税抜 2 円)

2017 年 7 月 20 日以降の購入分 (2017 年 8 月号からの新規設定分) の解約

…………… 1 万口につき 2 円 20 銭 (税抜 2 円) 以内の販売会社が定める額

※ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき (販売会社が委託会社に申し出た場合に限り) は、解約手数料を徴収しないことができます。

(5) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金と解約手数料を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

＜分配金再投資コース＞ 1 口単位

＜分配金受取りコース＞ 1 万口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

＜買取請求による換金＞

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取手数料

買取時に、下記の買取手数料がかかります。

1962年4月20日以前の購入分の買取り

…………… 1万口につき 27円50銭（税抜25円）

1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の買取り

…………… 1万口につき 110円（税抜100円）

2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の買取り

…………… 1万口につき 11円（税抜10円）

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の買取り

…………… 1万口につき 2円20銭（税抜2円）

2017年7月20日以降の購入分（2017年8月号からの新規設定分）の買取り

…………… 1万口につき 2円20銭（税抜2円）以内の販売会社が定める額

(5) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から買取に係る所定の税金相当額を控除した価額とします。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

(7) 買取単位

＜分配金再投資コース＞ 1口単位

＜分配金受取りコース＞ 1万口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

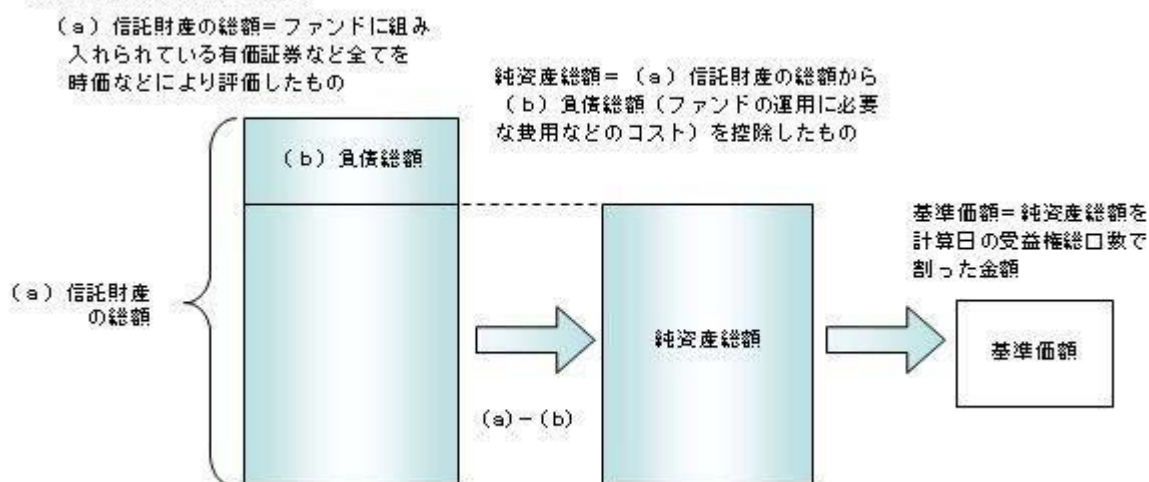
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（1961年10月20日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年10月20日から翌年10月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日）までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

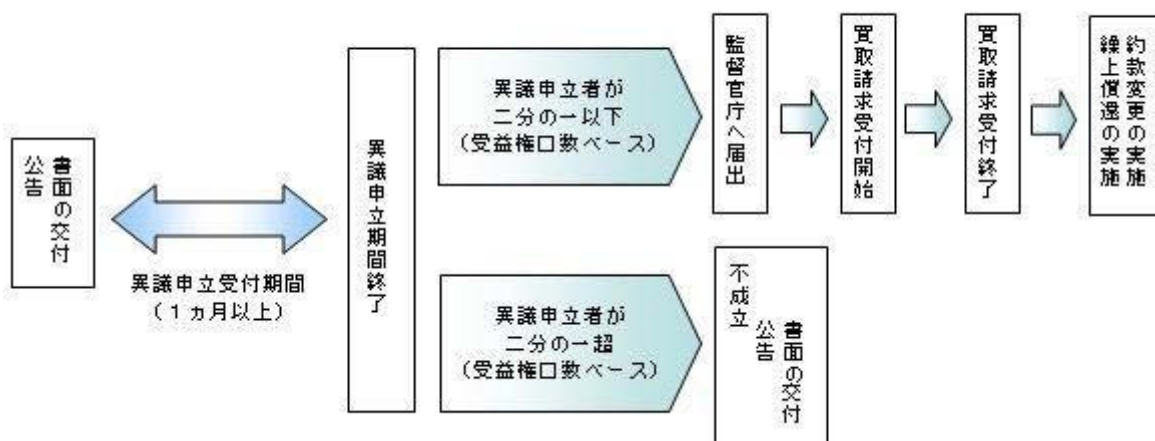
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と

合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- ④ 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
 - ・法令で定められた所要の要件^{※1}を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法^{※2}により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
 - ※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。
 - ※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
- ホームページ アドレス www.amova-am.com
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 63 期計算期間(2023 年 10 月 20 日から 2024 年 10 月 21 日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月8日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信10月号の2023年10月20日から2024年10月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信10月号の2024年10月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【公社債投信10月号】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 62 期 2023 年 10 月 19 日現在	第 63 期 2024 年 10 月 21 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	63,517	-
コール・ローン	46,964,482	431,576,570
国債証券	-	99,896,081
地方債証券	-	310,579,510
特殊債券	-	300,338,039
親投資信託受益証券	5,120,891,128	3,448,515,668
未収利息	-	573,198
前払費用	-	26,981
流動資産合計	5,167,919,127	4,591,506,047
資産合計	5,167,919,127	4,591,506,047
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	924,531	3,241,191
未払解約金	1,927,713	2,899,165
未払受託者報酬	5,363	65,304
未払委託者報酬	53,384	847,694
未払利息	8	-
その他未払費用	23,445	21,469
流動負債合計	2,934,444	7,074,823
負債合計	2,934,444	7,074,823
純資産の部		
元本等		
元本	5,164,979,977	4,584,428,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,706	2,324
元本等合計	5,164,984,683	4,584,431,224
純資産合計	5,164,984,683	4,584,431,224
負債純資産合計	5,167,919,127	4,591,506,047

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 62 期 自 2022 年 10 月 20 日 至 2023 年 10 月 19 日	第 63 期 自 2023 年 10 月 20 日 至 2024 年 10 月 21 日
営業収益		
受取利息	151,890	1,120,817
有価証券売買等損益	2,506,195	3,237,670
営業収益合計	2,658,085	4,358,487
営業費用		
支払利息	21,163	1,310
受託者報酬	5,363	65,304
委託者報酬	53,384	847,694
その他費用	42,785	23,511
営業費用合計	122,695	937,819
営業利益又は営業損失（△）	2,535,390	3,420,668
経常利益又は経常損失（△）	2,535,390	3,420,668
当期純利益又は当期純損失（△）	2,535,390	3,420,668
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,583,266	4,706
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,804	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,804	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,691	181,859
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	181,859
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,691	-
分配金	924,531	3,241,191
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,706	2,324

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月20日から翌年10月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2023年10月20日から2024年10月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第62期 2023年10月19日現在	第63期 2024年10月21日現在
1. 期首元本額	5,367,793,153 円	5,164,979,977 円
期中追加設定元本額	145,629,693 円	139,616,372 円
期中一部解約元本額	348,442,869 円	720,167,449 円
2. 受益権の総数	5,164,979,977 口	4,584,428,900 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第62期 自 2022年10月20日 至 2023年10月19日	第63期 自 2023年10月20日 至 2024年10月21日
分配金の計算過程 A 分配前 期末純資産総額 5,165,909,214 円 B 決算日 残存元本 5,164,979,977 円 C 分配可能額 (A-B) 929,237 円 D 決算日 残存受益権口数 5,164,979,977 口 E 1万口当たり分配金額 1.79 円 (C÷D×10,000) F 収益分配金額 924,531 円	分配金の計算過程 A 分配前 期末純資産総額 4,587,672,415 円 B 決算日 残存元本 4,584,428,900 円 C 分配可能額 (A-B) 3,243,515 円 D 決算日 残存受益権口数 4,584,428,900 口 E 1万口当たり分配金額 7.07 円 (C÷D×10,000) F 収益分配金額 3,241,191 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第62期 自 2022年10月20日 至 2023年10月19日	第63期 自 2023年10月20日 至 2024年10月21日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 62 期 2023 年 10 月 19 日現在	第 63 期 2024 年 10 月 21 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第 62 期（2023 年 10 月 19 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,955,496
合計	2,955,496

第 63 期（2024 年 10 月 21 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	81,081
地方債証券	△212,990
特殊債券	△254,961
親投資信託受益証券	3,314,286
合計	2,927,416

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第62期 2023年10月19日現在		第63期 2024年10月21日現在	
1口当たり純資産額	1.0000円	1口当たり純資産額	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(1万口当たり純資産額)	(10,000円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第448回利付国債(2年)	100,000,000	99,896,081	
国債証券 合計		100,000,000	99,896,081	
地方債証券	平成27年度第6回静岡県公募公債	170,000,000	170,343,112	
	平成27年度第3回横浜市公募公債	140,000,000	140,236,398	
地方債証券 合計		310,000,000	310,579,510	
特殊債券	第30回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	100,088,367	
	第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,144,122	
	第71回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,105,550	
特殊債券 合計		300,000,000	300,338,039	
親投資信託受益証券	ボンド・マザーファンド	3,314,287,043	3,448,515,668	
親投資信託受益証券 合計		3,314,287,043	3,448,515,668	
合計		4,024,287,043	4,159,329,298	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

ボンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 10 月 19 日現在	2024 年 10 月 21 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	340,232	-
コール・ローン	871,901,316	1,214,909,084
地方債証券	7,035,589,229	9,285,561,484
特殊債券	7,808,968,346	8,800,693,151
社債券	38,961,047,636	19,114,622,611
コマーシャル・ペーパー	999,093,425	997,066,711
未収利息	65,891,327	34,847,886
前払費用	3,463,853	4,656,819
流動資産合計	55,746,295,364	39,452,357,746
資産合計	55,746,295,364	39,452,357,746
負債の部		
流動負債		
未払金	100,526,000	199,821,000
未払利息	150	-
流動負債合計	100,526,150	199,821,000
負債合計	100,526,150	199,821,000
純資産の部		
元本等		
元本	53,527,262,603	37,725,325,764
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,118,506,611	1,527,210,982
元本等合計	55,645,769,214	39,252,536,746
純資産合計	55,645,769,214	39,252,536,746
負債純資産合計	55,746,295,364	39,452,357,746

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		2023 年 10 月 19 日現在	2024 年 10 月 21 日現在
1.	期首	2022 年 10 月 20 日	2023 年 10 月 20 日
	期首元本額	55,680,817,181 円	53,527,262,603 円
	期首からの追加設定元本額	2,907,518,863 円	881,923,066 円
	期首からの一部解約元本額	5,061,073,441 円	16,683,859,905 円
	元本の内訳 ※		
	公社債投信 1 月号	4,043,202,286 円	2,890,351,188 円
	公社債投信 2 月号	3,062,070,517 円	2,171,690,945 円
	公社債投信 3 月号	3,185,900,264 円	2,265,715,401 円
	公社債投信 4 月号	3,365,613,857 円	2,409,847,264 円
	公社債投信 5 月号	3,155,136,841 円	2,240,715,294 円
	公社債投信 6 月号	5,142,472,842 円	3,514,540,354 円
	公社債投信 7 月号	7,438,193,752 円	5,268,912,873 円
	公社債投信 8 月号	4,189,120,388 円	2,977,549,702 円
	公社債投信 9 月号	3,592,521,984 円	2,534,798,751 円
	公社債投信 10 月号	4,925,828,327 円	3,314,287,043 円
	公社債投信 11 月号	4,447,538,565 円	3,207,207,723 円
	公社債投信 12 月号	6,979,662,980 円	4,929,709,226 円
	計	53,527,262,603 円	37,725,325,764 円
2.	受益権の総数	53,527,262,603 口	37,725,325,764 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022 年 10 月 20 日 至 2023 年 10 月 19 日	自 2023 年 10 月 20 日 至 2024 年 10 月 21 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方	同左

	法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023 年 10 月 19 日現在	2024 年 10 月 21 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
(2023 年 10 月 19 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△23,597,551
特殊債券	△15,099,484
社債券	△77,231,760
合計	△115,928,795

(2024 年 10 月 21 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△26,210,007
特殊債券	△21,897,754
社債券	△8,857,625
合計	△56,965,386

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日まで

に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023年10月19日現在		2024年10月21日現在	
1口当たり純資産額	1.0396円	1口当たり純資産額	1.0405円
(1万口当たり純資産額)	(10,396円)	(1万口当たり純資産額)	(10,405円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第738回東京都公募公債	140,000,000	140,088,200	
	平成26年度第9回北海道公募公債	100,000,000	100,016,275	
	令和元年度第13回北海道公募公債(5年)	100,000,000	99,997,727	
	第210回神奈川県公募公債	100,000,000	100,073,760	
	第390回大阪府公募公債(10年)	300,000,000	300,165,139	
	第3回兵庫県公募公債(12年)	300,000,000	300,375,048	
	平成26年度第9回静岡県公募公債	200,000,000	200,012,662	
	平成26年度第10回静岡県公募公債	200,000,000	200,095,362	
	平成26年度第14回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	100,055,375	
	平成26年度第17回愛知県公募公債(10年)	500,000,000	500,675,010	
	平成27年度第1回愛知県公募公債(10年)	400,000,000	400,475,950	
	平成26年度第6回千葉県公募公債	120,000,000	120,104,058	
	令和元年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	99,976,504	
	第11回群馬県公募公債(10年)	400,000,000	400,205,857	
	第139回共同発行市場公募地方債	555,000,000	555,060,886	
	第140回共同発行市場公募地方債	400,000,000	400,193,616	
	第142回共同発行市場公募地方債	700,000,000	700,514,563	
	平成26年度第1回佐賀県公募公債	103,100,000	103,155,837	
	平成26年度第1回福島県公募公債	200,000,000	200,107,969	
	平成26年度第1回滋賀県公募公債	142,000,000	142,076,630	
	平成26年度第1回栃木県公募公債	100,000,000	100,054,140	
	令和元年度第2回奈良県公募公債(5年)	100,000,000	99,996,435	
	平成26年度第1回静岡市公募公債	200,000,000	200,095,362	

	平成 2 6 年度第 1 回浜松市公募公債	500,000,000	500,361,635	
	第 6 回横浜市公募公債 (2 0 年)	1,200,000,000	1,220,674,620	
	平成 2 6 年度第 5 回横浜市公募公債	200,000,000	200,140,920	
	第 8 7 回川崎市公募公債	100,000,000	100,073,130	
	平成 2 6 年度第 2 回千葉市公募公債	600,000,000	600,317,262	
	平成 2 6 年度第 1 回高知県公募公債	100,000,000	100,052,970	
	平成 2 6 年度第 2 回福井県公募公債	100,000,000	100,012,422	
	平成 2 6 年度第 1 回徳島県公募公債	100,000,000	100,054,140	
	平成 2 6 年度第 1 回山梨県公募公債 (1 0 年)	500,000,000	500,089,212	
	平成 2 6 年度第 1 回岡山県公募公債 (1 0 年)	300,000,000	300,212,808	
地方債証券 合計		9,260,100,000	9,285,561,484	
特殊債券	第 5 2 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	500,000,000	499,913,537	
	第 1 4 8 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	499,959,171	
	第 2 2 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	930,000,000	930,145,598	
	第 2 3 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	300,175,694	
	第 2 3 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	200,174,093	
	第 2 3 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,368,000,000	2,370,974,640	
	第 2 4 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	144,000,000	144,188,623	
	第 6 8 回地方公共団体金融機構債券	600,000,000	600,395,878	
	第 7 5 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,178,716	
	F 1 0 4 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,897,874	
	F 1 9 0 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,026,542	
	第 7 回阪神高速道路債券	500,000,000	503,920,123	
	第 5 回本州四国連絡橋債券	200,000,000	200,718,345	
	第 1 6 4 回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	200,258,640	
	第 3 6 5 回信金中金債 (5 年)	700,000,000	699,664,010	
	第 3 6 6 回信金中金債 (5 年)	200,000,000	199,719,028	
	第 3 6 9 回信金中金債 (5 年)	400,000,000	399,032,044	
	第 3 7 0 回信金中金債 (5 年)	100,000,000	99,766,464	
	第 2 回信金中金債 (1 0 年)	200,000,000	200,377,648	
	第 7 1 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	150,000,000	150,073,217	
	第 8 0 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,133,266	
特殊債券 合計		8,792,000,000	8,800,693,151	

社債券	第80回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	500,000,000	500,018,530	
	第81回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	600,000,000	599,934,106	
	第84回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	400,000,000	399,190,988	
	第25回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	400,000,000	400,342,300	
	第76回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	200,000,000	199,741,455	
	第79回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	400,000,000	399,175,326	
	第27回清水建設株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,025,000	
	第18回大和ハウス工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	500,000,000	500,317,590	
	第16回キリンホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	199,851,804	
	第8回サントリーホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	399,823,408	
	第5回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,716,402	
	第13回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,973,776	
	第13回旭化成株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	100,000,000	99,946,381	
	第35回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	300,000,000	299,825,944	
	第37回D I C株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,450,928	
	第4回住友三井オートサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	600,000,000	600,020,090	
	第15回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	700,000,000	699,825,760	
	第16回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）	400,000,000	399,712,637	
	第5回新日鐵住金株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	600,000,000	600,138,901	
	第11回株式会社荏原製作所無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,796,000	
	第13回日本電産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	199,927,674	
	第57回日本電気株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	200,145,467	

第14回パナソニック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	200,517,719	
第17回J A三井リース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,754,695	
第15回アイシン精機株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	500,746,477	
第13回本田技研工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	400,000,000	399,788,564	
第20回株式会社りそなホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,046,807	
第11回株式会社セブン銀行無担保社債（社債間限定同順位特約付）	700,000,000	700,483,530	
第61回株式会社ホンダファイナンス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,003,190	
第72回株式会社ホンダファイナンス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	499,955,733	
第74回株式会社ホンダファイナンス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,971,422	
第76回株式会社ホンダファイナンス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	199,818,482	
第90回トヨタファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同等特約付）	500,000,000	500,008,475	
第31回リコーリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,047,644	
第79回アコム株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,961,566	
第19回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	200,301,538	
第34回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	400,139,248	
第57回日立キャピタル株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	900,000,000	900,710,325	
第197回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	200,000,000	200,041,408	
第1回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	100,000,000	99,940,112	
第29回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	900,000,000	899,202,391	
第1回三菱HCキャピタル株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	900,000,000	899,975,880	
第58回三菱UFJリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,941,468	
第35回株式会社大和証券グループ本社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	500,417,179	
第4回野村ホールディングス株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	300,000,000	300,224,139	
第137回三菱地所株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	100,000,000	99,994,630	
第104回住友不動産株式会社無担保社債（社債間	100,000,000	100,306,768	

	限定同順位特約付)			
	第 8 1 回東京急行電鉄株式会社無担保社債 (社債間 限定同順位特約付)	300,000,000	300,413,777	
	第 4 2 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	900,000,000	914,581,080	
	第 1 0 5 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,071,556	
	第 1 8 1 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,016,720	
	第 1 8 4 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	998,639,280	
	第 5 9 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債 (社債 間限定同順位特約付)	600,000,000	599,576,999	
	第 5 6 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保 社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,868,930	
	第 2 4 回株式会社商船三井無担保社債 (社債間限定 同順位特約付)	100,000,000	100,031,194	
	第 1 0 回株式会社 J E R A 無担保社債 (社債間限定 同順位特約付)	100,000,000	100,077,666	
	第 1 3 回西部瓦斯株式会社無担保社債 (社債間限定 同順位特約付)	100,000,000	100,145,552	
社債券 合計		19,100,000,000	19,114,622,611	
コマーシャル・ ペーパー	住友化学	1,000,000,000	997,066,711	
コマーシャル・ペーパー 合計		1,000,000,000	997,066,711	
合計		38,152,100,000	38,197,943,957	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 10 月 22 日から 2025 年 4 月 21 日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月28日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信10月号の2024年10月22日から2025年4月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信10月号の2025年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年10月22日から2025年4月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【公社債投信 10 月号】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2024 年 10 月 21 日現在	当中間計算期間末 2025 年 4 月 21 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	431,576,570	22,308,460
国債証券	99,896,081	99,999,275
地方債証券	310,579,510	710,247,028
特殊債券	300,338,039	200,048,863
親投資信託受益証券	3,448,515,668	3,533,816,377
未収利息	573,198	950,453
前払費用	26,981	13,194
流動資産合計	4,591,506,047	4,567,383,650
資産合計	4,591,506,047	4,567,383,650
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,241,191	-
未払解約金	2,899,165	5,996,434
未払受託者報酬	65,304	229,098
未払委託者報酬	847,694	3,013,360
その他未払費用	21,469	10,119
流動負債合計	7,074,823	9,249,011
負債合計	7,074,823	9,249,011
純資産の部		
元本等		
元本	4,584,428,900	4,554,367,424
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,324	3,767,215
元本等合計	4,584,431,224	4,558,134,639
純資産合計	4,584,431,224	4,558,134,639
負債純資産合計	4,591,506,047	4,567,383,650

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023 年 10 月 20 日 至 2024 年 4 月 19 日	当中間計算期間 自 2024 年 10 月 22 日 至 2025 年 4 月 21 日
営業収益		
受取利息	8,731	2,421,498
有価証券売買等損益	1,448,029	4,657,245
営業収益合計	1,456,760	7,078,743
営業費用		
支払利息	1,310	-
受託者報酬	2,515	229,098
委託者報酬	25,453	3,013,360
その他費用	13,199	10,119
営業費用合計	42,477	3,252,577
営業利益又は営業損失（△）	1,414,283	3,826,166
経常利益又は経常損失（△）	1,414,283	3,826,166
中間純利益又は中間純損失（△）	1,414,283	3,826,166
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,706	2,324
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,884	61,275
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	102,884	61,275
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,316,105	3,767,215

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

	前計算期間末 2024年10月21日現在	当中間計算期間末 2025年4月21日現在
1. 期首元本額	5,164,979,977円	4,584,428,900円
期中追加設定元本額	139,616,372円	133,350,430円
期中一部解約元本額	720,167,449円	163,411,906円
2. 受益権の総数	4,584,428,900口	4,554,367,424口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2023年10月20日 至 2024年4月19日	当中間計算期間 自 2024年10月22日 至 2025年4月21日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 2024年10月21日現在	当中間計算期間末 2025年4月21日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前	同左

	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	
--	-----------------------------	--

(1 口当たり情報)

前計算期間末 2024 年 10 月 21 日現在		当中間計算期間末 2025 年 4 月 21 日現在	
1 口当たり純資産額	1. 0000 円	1 口当たり純資産額	1. 0008 円
(1 万口当たり純資産額)	(10, 000 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10, 008 円)

当ファンドは、「bond・マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

ボンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024 年 10 月 21 日現在	2025 年 4 月 21 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,214,909,084	918,520,870
国債証券	-	2,986,627,813
地方債証券	9,285,561,484	2,510,293,931
特殊債券	8,800,693,151	4,373,609,688
社債券	19,114,622,611	26,487,813,950
コマーシャル・ペーパー	997,066,711	2,993,797,254
未収利息	34,847,886	38,450,382
前払費用	4,656,819	4,745,195
流動資産合計	39,452,357,746	40,313,859,083
資産合計	39,452,357,746	40,313,859,083
負債の部		
流動負債		
未払金	199,821,000	132,820,450
流動負債合計	199,821,000	132,820,450
負債合計	199,821,000	132,820,450
純資産の部		
元本等		
元本	37,725,325,764	38,556,261,506
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,527,210,982	1,624,777,127
元本等合計	39,252,536,746	40,181,038,633
純資産合計	39,252,536,746	40,181,038,633
負債純資産合計	39,452,357,746	40,313,859,083

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		2024 年 10 月 21 日現在	2025 年 4 月 21 日現在
1.	期首	2023 年 10 月 20 日	2024 年 10 月 22 日
	期首元本額	53,527,262,603 円	37,725,325,764 円
	期首からの追加設定元本額	881,923,066 円	4,538,162,047 円
	期首からの一部解約元本額	16,683,859,905 円	3,707,226,305 円
	元本の内訳 ※		
	公社債投信 1 月号	2,890,351,188 円	3,080,320,878 円
	公社債投信 2 月号	2,171,690,945 円	2,218,657,180 円
	公社債投信 3 月号	2,265,715,401 円	2,340,492,262 円
	公社債投信 4 月号	2,409,847,264 円	2,459,628,165 円
	公社債投信 5 月号	2,240,715,294 円	2,211,825,433 円
	公社債投信 6 月号	3,514,540,354 円	3,427,985,738 円
	公社債投信 7 月号	5,268,912,873 円	5,308,069,112 円
	公社債投信 8 月号	2,977,549,702 円	3,018,714,348 円
	公社債投信 9 月号	2,534,798,751 円	2,619,129,410 円
	公社債投信 10 月号	3,314,287,043 円	3,391,053,044 円
	公社債投信 11 月号	3,207,207,723 円	3,305,002,039 円
	公社債投信 12 月号	4,929,709,226 円	5,175,383,897 円
	計	37,725,325,764 円	38,556,261,506 円
2.	受益権の総数	37,725,325,764 口	38,556,261,506 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2024 年 10 月 21 日現在	2025 年 4 月 21 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（１口当たり情報）

2024 年 10 月 21 日現在		2025 年 4 月 21 日現在	
1 口当たり純資産額	1. 0405 円	1 口当たり純資産額	1. 0421 円
(1 万口当たり純資産額)	(10, 405 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10, 421 円)

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2025 年 6 月 30 日現在です。

【公社債投信 10 月号】

【純資産額計算書】

I 資産総額	4,512,128,140円
II 負債総額	10,857,767円
III 純資産総額（I－II）	4,501,270,373円
IV 発行済口数	4,494,661,065口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0015円

（参考）

ボンド・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	43,026,193,773円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	43,026,193,773円
IV 発行済口数	41,241,461,710口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0433円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年6月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2025年6月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2025年6月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	760	314,086
株式投資信託	715	275,714
単位型	255	6,299
追加型	460	269,414
公社債投資信託	45	38,372
単位型	32	885
追加型	13	37,486

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※ 3	647	※ 3	900
立替金		1,089		1,214
その他	※ 2	2,011	※ 2	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	233	※ 1	187
器具備品	※ 1	134	※ 1	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウェア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462
その他未払金	803	1,002
未払費用 ※ 3	4,082	4,202
未払法人税等	1,644	3,378
未払消費税等 ※ 4	620	693
関係会社短期借入金	-	6,690
賞与引当金	2,619	2,881
役員賞与引当金	232	225
その他	683	44
流動負債合計	19,547	29,291
固定負債		
退職給付引当金	1,448	1,455
賞与引当金	565	529
役員賞与引当金	56	121
繰延税金負債	295	-
その他	251	231
固定負債合計	2,617	2,337
負債合計	22,165	31,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,591	83,753
利益剰余金合計	82,591	83,753
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	103,107	104,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,523	2,466
繰延ヘッジ損益	△1,155	△ 615
評価・換算差額等合計	3,367	1,851
純資産合計	106,475	106,120
負債純資産合計	128,640	137,750

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		52,860		59,011
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		18,694		19,559
営業利益		8,033		9,298

(単位：百万円)

	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		-
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△ 157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="512 882 1018 954"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484 百万円 器具備品 872 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 282 百万円 (流動負債) 未払費用 1,921 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 469 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上して おります。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 354 百万円が含まれ ております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,048 百万円 支払利息 286 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 3,063 百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217, 000	—	96, 000	121, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752, 000	—	406, 000	346, 000	—
合計		969, 000	—	502, 000	467, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5, 092	26. 23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	121, 000	—	121, 000	—	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	346, 000	—	154, 000	192, 000	—
合計		467, 000	—	275, 000	192, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1)192, 000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	891 百万円	1 年内	916 百万円
1 年超	2, 613 百万円	1 年超	6, 829 百万円
合計	3, 505 百万円	合計	7, 745 百万円

(金融商品関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,418	14,651	—	17,070
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	4,097	11,342	—	15,440
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	159	—	—	159
通貨関連(*3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 66 期(2025 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計		17,846	—	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計		6,696	—	△39	△39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
合計			12,167	—	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,342	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,341
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

(退職給付関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 104 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	121, 000	346, 000
付与	0	0
失効	121, 000	154, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58 百万円

(税効果会計関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 975		賞与引当金 1,047
	投資有価証券評価損 8		投資有価証券評価損 8
	関係会社株式評価損 52		関係会社株式評価損 54
	退職給付引当金 443		退職給付引当金 457
	固定資産減価償却費 80		固定資産減価償却費 69
	繰延ヘッジ損益 510		繰延ヘッジ損益 283
	その他 679		その他 828
	繰延税金資産小計 2,750		繰延税金資産小計 2,748
	評価性引当金 △52		評価性引当金 △54
	繰延税金資産合計 2,697		繰延税金資産合計 2,694
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 2,044		その他有価証券評価差額金 1,221
	その他 948		その他 976
	繰延税金負債合計 2,992		繰延税金負債合計 2,198
	繰延税金負債の純額 295		繰延税金資産の純額 496
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.6%		法定実効税率 30.6%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.9%		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △6.3%
	その他 1.1%		その他 0.4%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3%
		3	法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
			「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.6%から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が 26 百万円減少し、法人税等調整額は 2 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 32 百万円減少し、繰延ヘッジ損失は 8 百万円減少しております。

(関連当事者情報)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式 の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	6,690 (SGD 60,000 千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000 千)
							借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	286 (SGD 2,532 千)	未払費用	286 (SGD 2,532 千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,641 (USD 18,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 3)	7,360	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 70 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 7,360,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	548 円 41 銭	546 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	43 円 14 銭	63 円 58 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、 2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株	2017 年度ストックオプション (1) 192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024 年 9 月 26 日の臨時株主総会で決議されており、2025 年 9 月 1 日付で定款の変更を行ないました。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

＜追加型証券投資信託 公社債投信10月号＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第17条の2の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

ボンド・マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ボンド・マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。

(2)外貨建資産への投資は行ないません。

(3)有価証券先物取引等は、約款第18条の3の範囲で行ないます。

(4)スワップ取引は、約款第18条の8の範囲で行ないます。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金22億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第8項、第36条、第37条第1項、第38条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の分割)

第4条 委託者は、第2条第1項による受益権を22億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第4条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託は、原則として第24条に規定する計算期間終了日の翌営業日に行なうものとします。

② 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加に係る受益権の口数を乗じた額とします。

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」という。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第4条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第31条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者は、第4条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、3,000口以上1口単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。なお、この場合においては、第31条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込および委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金または一部解約金をもってするこの信託に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第31条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、1万口以上1万口単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第4条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって募集の取扱いをするものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資（マネービル）約款」、「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」という。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって募集の取扱いをすることができます。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第31条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、原則として、第24条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の交付）

第11条 （削 除）

(収益分配金交付票)

第12条 (削 除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第13条の3 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第18条の6において同じ。）、第18条の6第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条の3ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱い、第18条の3、第18条の8、第18条の9および第20条から第21条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削 除)

(運用の基本方針)

第17条の2 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(投資の対象とする資産の種類)

第17条の3 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第18条の3および第18条の8に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第17条の4 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、主としてアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 ボンド・マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第5号までの証券ならびに第8号の証券ならびに第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（混蔵寄託）

第18条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができますものとしします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条の3 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとしします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内としします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価

証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（一括登録）

第18条の4（削 除）

（投資する公社債の範囲）

第18条の5（削 除）

（信託業務の委託等）

第18条の6 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りまゝ。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（海外金融先物市場における先物取引および先物オプション取引の目的・範囲）

第18条の7（削 除）

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条の8 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条の9 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第18条の10 （削 除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第21条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

- 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第24条 この信託の計算期間は、毎年10月20日から翌年10月19日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託終了時における受託者の資金立替)

第27条 (削 除)

(信託報酬の額)

第28条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第24条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本の額（1万円当たり1万円とします。以下同じ。）の総額に年10,000分の70.70以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁し、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

(収益分配)

第29条 毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額を超過する額は、その全額を収益分配金として計上します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第30条 委託者は、追加信託においては、追加信託金と追加信託に係る元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。

- ② 委託者は、信託の一部解約においては、一部解約に係る元本の額と一部解約に係る個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が一部解約に係る個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約に係る個別元本

の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第31条 収益分配金は、毎計算期間終了日後10日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第31条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第33条の2に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第34条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第31条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第31条の2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金などの支払場所)

第32条 (削 除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金につい

ては第31条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第31条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第33条の2 受益者が、収益分配金については第31条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第31条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第34条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1万口単位（別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍）をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除し、かつ、当該受益権を生じさせる追加信託が行なわれた日に応じて以下に定める割合で計算した買取手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額との合計額を控除した価額とします。

1962年4月20日以前に追加信託された受益権……………1万口につき 25円

1962年4月21日以降、2001年4月19日までに追加信託された受益権……………1万口につき100円

2001年4月20日以降、2002年4月22日までに追加信託された受益権……………1万口につき 10円

2002年4月23日以降に追加信託された受益権……………1万口につき100円以内

- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。

- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第35条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（委託者の自らの募集に係る受益権（第10条第1項ただし書きに基づき取得した受益権を除きます。））、別に定める契約に係る受益権および委託者の指定する第一種金融商品取引業者の所有に係る受益権については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

- ⑤ 委託者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、一部解約金から前条第2項に定める金額と同額の手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。ただし、委託者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関にやむを得ない事情があるとき（委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の場合は、委託者に申し出た場合に限り）は、これを徴収しないことができます。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。この場合、委託者は、一部解約金から前条第2項に定める金額と同額の手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が100億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第35条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の業務引継に関する監督官庁の命令)

第39条 (削 除)

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条の2 第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第36条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第43条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 (削 除)

第2条 別に定める勤労者財産形成貯蓄約款に従って契約を結んだ受益者が、昭和63年4月1日以降昭和63年9月30日までの間において別に定める勤労者財産形成年金貯蓄約款ならびに勤労者財産形成住宅貯蓄約款に基づく契約に係る金銭の払込みに充てるため、昭和63年3月31日現在の残高の全部または一部を解約する場合には、基準価額から控除される手数料はその受益者の負担にならないように取扱うものとします。

第3条 変更後の第34条第2項ならびに第35条第5項および第7項の規定は、平成9年3月27日以降の申込受付分について適用します。

第4条 この約款において、「自動けいぞく投資（マネービル）約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資（マネービル）約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資（マネービル）約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第5条 変更後の第26条の規定は、平成11年7月1日より適用します。

第6条 変更後の第28条の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第7条 変更後の第24条の規定は、第40計算期間の翌期初より適用するものとします。

第8条 第30条第2項に規定する「個別元本」は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得に係る受益権の信託時の受益証券の価額については1万口当たり1万円）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

第9条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1961年10月20日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

